

### III. 住宅改修優良事例の情報共有化に関する調査について

#### 1. 調査の概要

##### 1) 調査対象

各都道府県・指定都市・中核市の介護保険主管課(室)

##### 2) 調査方法

厚生労働省老健局高齢者支援課よりメール配信にて依頼し、回答のあったものについて事務局にて集計

##### 3) 実施期間

平成 28 年2月 10 日～平成 28 年2月 19 日

##### 4) 主な調査項目

- ・ 住宅改修の優良事例等をホームページ上に掲載するなど、いわゆる「見える化」に向けた取組の状況について。
- ・ 上記「見える化」に向けた取組を行っている自治体については、その具体的内容について。

##### 5) 回答状況

78 の介護保険主管課から回答あり。

※そのうち市区町村単位で何らかの取り組みがあるところは 48 市区町村

#### 2. 市区町村における住宅改修の「見える化」の現状について

- ・ 取り組んでいる内容については各市区町村にバラツキがあることが分かった。
- ・ 特に、住宅改修施工例等の情報を積極的に公表しているような市区町村の存在は見られなかった。
  - ・ 利用者目線としては何を根拠に住宅改修業者を選んでよいか分かりづらく、市区町村側でも整理されていないことが想定される。
- ・ 取り組んでいる内容として良く見られたものは以下のとおりである。
  - ・ 住宅改修費受領委任払制度取扱い登録事業者一覧についてHP等で公開
  - ・ 広報誌やHPにて住宅改修事業について周知
  - ・ 住宅改修についての説明会を開催
  - ・ 業者向け住宅改修の手引きを作成
  - ・ 業者向け研修会を開催
  - ・ 住宅改修の制度についての説明や、Q&AについてHPで公開

### 3. 優良事例の情報の共有化のための手法について

#### 1) 住宅改修事例について公表されている情報項目に関する調査

- 市町村への調査の結果を受け、事務局では、住宅改修事例に関する情報の公開の事例として、住宅改修事業者のHP等にアップされている事例に記載されている情報項目、住宅改修の事例を掲載した書籍（雑誌含む）の情報項目について調査を行った。
- また、介護保険の下での住宅改修を年間当たり相当数行っており、社内で優良事例のコンテストを行っている事業者の協力を得て、このエントリーの際の情報項目について調査を行った。
- さらに、複数の事業者にヒアリングを実施した。

#### 2) 概ね公表されている情報項目の抽出

- 前述の調査結果を基に、共通に公表されている情報項目については以下のとおりであった。
- なお、利用者に関する情報や、工事写真については、個人情報保護に係る項目であるため、掲載承諾書を使用したりなどするとともに、取扱い方法は十分な検討が必要である。

カテゴリー	公表されている項目	
住宅改修の概要	主な改修内容	
	工事写真(改修前・改修後)	
利用者に関する情報	性別	
	年齢	
	居住地(寒冷地などのような地域特性)	
	居住形態	
	疾病名	
	身体状況(要介護度・障害の内容等)	
介護情報	介護保険利用目的	
	介護保険の利用内容(住宅改修以外)	福祉用具貸与
		福祉用具購入 その他
	主たる介護者	
建築情報	所有形式	
	構造	
	築年数	
工事情報	現調日	
	完工日	
	設計期間(初回現場調査～受注)	
	工事期間(着工～完工)	
	工事規模	
	工事部位	
	介護以外のリフォームジャンル	
	費用総額	
	費用内訳	
	費用内訳	うち介護保険
	うち行政助成金	
	うち日常生活用具給付	
	うちその他	
	うち自己費用	

### 3) 情報の共有の仕組みについて

#### ○ 算出・分析方法

- 共有する媒体としては、市区町村の担当者、住宅拐取事業者、利用者等がWebサイト上で共有できるようなシステムが望ましいと考える。
- 建設省（現国土交通省）の要請を受けて開始された、コリンズ（工事实績情報システム）とテクリス（業務実績情報システム）のように、事業者側から事例を登録するような仕組みが望ましい（コリンズ・テクリスの概要については附属資料参照）

### 4. 住宅改修優良事例の情報共有化について(まとめ)

- 住宅改修は、他の給付対象サービスのように事業者指定制となっていないことから、指定基準等の事業者への指導根拠がなく、住宅改修事業者の管理や、提供されるサービスの質の確保が課題となっている。
- また、介護保険の担当部署に住宅改修に対する専門職が配置されていないなどの理由もあって、事業者に対する指導が難しいことが指摘されている。
- 各市区町村における住宅改修の実態に関する資料や、事例等についても全国的なデータが不足しているのが現状であり、実際に住宅改修の事例を積極的に公開しているような市区町村の存在は見られない。
- このため、「住宅改修の概要」「利用者に関する情報」「介護情報」「建築情報」「工事情報」などの項目を市区町村の担当者、住宅改修事業者、利用者等が閲覧できるように公開することが望ましい。
  - 項目については個人情報保護などの観点から精査が必要。
- 公開方法についてはWebサイト上で、事業者から情報登録の上での公開が望ましい。